

岐阜県新型コロナウイルス感染症薬局継続再開事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、地域において必要な薬局の機能を維持するため、新型コロナウイルス感染症の感染により休業を余儀なくされた薬局（中学校区に1件のみ所在する薬局に限る。以下同じ。）の開設者（以下「補助事業者」という。）が当該薬局の業務を継続し、又は再開するために必要な設備の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(事業の目的の変更とならないものを除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更(主たる内容の変更以外の変更で、補助金の額に変更が生じないものを除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分する場合には、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知別添1)第4の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。
- (7) 補助対象事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(消費税等に係る仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。
- (8) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) この補助金と補助対象経費を重複して他の補助金、負担金等の交付を受けないこと。

2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第7号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書(別記第2号様式)
- (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)
- (3) 前項第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)
- (4) 前項第7号の規定による報告 消費税等仕入控除税額報告書(別記第5号様式)

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告等)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付の時期等)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価30万円以上の機械及び器具に限る。）を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(書類の提出部数)

第13条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別 表 (第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額
<p>令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和4年9月22日付け医政発0922第38号・健発0922第14号・薬生発0922第1号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長通知)別紙の3(14)に規定する薬局の継続又は再開時に必要な設備の整備及び施設等の消毒</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>1 HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)の購入費(1施設当たり1台を上限とする。)</p> <p>2 消毒に要する経費</p>	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>1 HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費 905,000円</p> <p>2 消毒に要する経費 知事が必要と認めた額 (1施設当たり600,000円を上限とする。)</p>	<p>2分の1</p>	<p>総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と、補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)の範囲内</p>